

大野市阪谷小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念と責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めことにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するために、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 「いじめ」の定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 「いじめ」防止のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよしところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のために取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が互いに信頼し、安心してあえる学級づくりに努めている。
- ・道徳教育や人権教育を中心に、生命尊重の心を育むように心がけている。
- ・児童一人一人に、集団の中での役割をもたせ、協力できるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。

【児童】

- ・楽しい学校生活を送っている。
- ・周りの人の気持ちを考えて行動している。
- ・自分の仕事に責任を持ち、友達と協力して活動している。
- ・自分のことを大切にしている。

【保護者】

- ・学校は、子どもが楽しんで学校に登校できるように取り組んでいる。
- ・学校は、子どもが周りの人の気持ちを考えて行動できるよう指導に努めている。
- ・学校は、子どもが自分の仕事に責任を持ち、友達と協力して活動できるように努めている。
- ・学校は、子どもの自己肯定感を高める取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会の設置」

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異学年交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を公開し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。
また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への対応

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者の連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外からの帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑問を持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑問を持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関との連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

（６）いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること

この相当期間とは少なくとも３か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められていること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・重大事態を発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするために調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、毎月の職員会議に併せて児童の情報交換を行う中に「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員）校長、◎教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針についての周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年間）
- ・教育委員会や関係機関との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

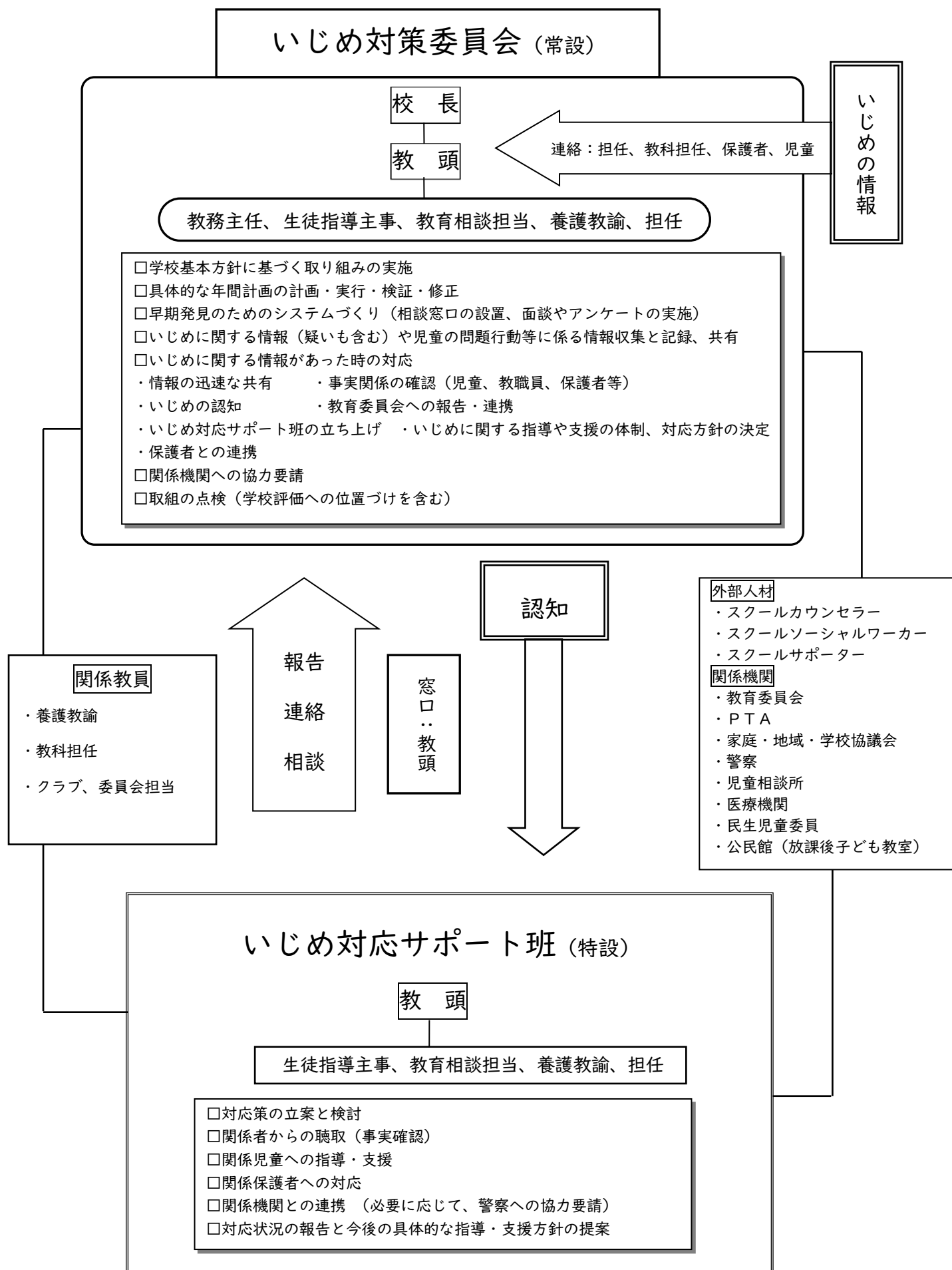
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたときには、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

（構成員）◎教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任

（活動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



【いじめ対策の年間行動計画】

〔４～６月〕

大野市阪谷小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
４月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・児童理解 ・情報交換 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 全国学力・学習状況調査分析	学級活動 ・学習、生活のルール ・学級の絆づくり ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成 １年生を迎える会 ・新入生への理解 おしらせカード （いじめや事象の早期発見）					
５月	SC訪問・相談 公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童についての情報交換 第１回学校運営協議会 いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換	ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成 宿泊体験学習（５・６年） 田植え ・仲間との協力 人権の花苗植え ・思いやりの心の育成 スポーツ大会 ・ふれあい班での活動 ・幼保園との交流 ・仲間や家族との絆づくり おしらせカード （いじめや事象の早期発見）					
６月	SC訪問・相談 いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換	ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成 心のアンケート （いじめの自己チェック） いじめに関する保護者アンケート いじめに関する教職員アンケート					

〔7～9月〕

大野市阪谷小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	S C 訪問・相談	学校生活アンケート（児童）					
	公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童 についての情報交換						
	いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換	ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
	保護者会 ・情報交換と意見収集						
8月	いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換	親子奉仕作業 ・体験活動と親子の絆づくり					
9月	S C 訪問・相談	ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
	公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童 についての情報交換						
	授業研究会	稲刈り ・収穫への感謝と仲間との協力					
	いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換						
		おしらせカード（いじめや事象の早期発見）					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	SC訪問・相談 いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換	マラソン大会 ・仲間へのはげまし					
		ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
		連合体育大会					
		教育相談週間					
11月	SC訪問・相談 公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童についての情報交換 いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換 第2回学校運営協議会	ねんりん秋市 ・収穫への感謝と仲間との協力					
		連合音楽会					
		ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
		心のアンケート （いじめの自己チェック）					
12月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・児童理解 ・情報交換 SC訪問・相談 保護者会 ・情報交換・意見収集	いじめに関する保護者アンケート					
		学校生活アンケート （児童）					
		人権週間の取り組み ・人権に関する本の読み聞かせ ・人権の題材を扱った道徳、学活					
		ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					

〔1～3月〕

大野市阪谷小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	SC訪問・相談						
	公民館との連携 ・放課後子ども教室参加児童 についての情報交換	ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
	いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換						
	学校評価 ・評価の分析 ・次年度に向けて	おしらせカード （いじめや事象の早期発見）					
2月							
	SC訪問・相談	なわとび大会 ・仲間との協力					
	いじめ対策委員会 ・児童理解 ・情報交換	ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
	第3回学校運営協議会	6年生を送る会 ・6年生への感謝 ・次の学年への自覚					
3月							
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度の方策 ↓ 職員会議	心のアンケート （いじめの自己チェック）					
	SC訪問・相談	いじめに関する保護者アンケート					
		学校生活アンケート （児童）					
3月							
		ふれあい班活動 ・絆づくり ・リーダーの育成					
		卒業式 ・卒業生への感謝 ・責任感と自立					

大野市いじめ重大事態対応フロー図

大野市教育委員会2025.3.26版（図中の◇は判断を伴うもの）

「重大事態」の定義

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】（以下「不登校重大事態」という。）
※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【方針p32】
重大事態調査の目的
民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。【ガ1章】

発生・判断

いじめ重大事態の疑いの情報共有・相談・初期調査
重大事態に発展させないための対応
必要に応じて市教委から支援・調査

学校

重大事態の
疑い事案発生

市教委

大野市いじめ問題対策連絡協
議会の専門部会や県教育委
員会、関係機関と連携する

重大事態と判断しない

被害児・保護者への
説明・相談

市教委と学校の
協議により
適切に判断
【ガ4章】

重大事態と判断する

学校による発生報告（様式1）

被害児・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合【ガ3章】

上記の場合でも学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒の支援や関係児童生徒の指導・支援も行わなければならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する必要がある。

発生報告

国へ報告①

市教委

発生報告（様式1）

県教委

調査主体
の判断

市教委
が調査主体

学校
が調査主体

被害児・保護者
への調査方針の
説明【参ガイド7章】
加害側への説明

市長

教育委員

ア 市教委職員
に第三者の専
門家を加えた
組織
イ 全員が第三者
の専門家で構成
される組織
（大野市いじめ問
題調査委員会）

ア 学校のいじめ対策組織に
市教委職員や第三者の専門
家を加えた組織

犯罪行為・学校では対
処不可→援助要請

警察

調査の主体の判断【方針P33】

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。
・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
調査の主体について【ガ6章】
生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・原則学校が主体
※次頁に調査主体判断の資料あり

詳細調査

調査組織による詳細調査の実施
結果の取りまとめ（参ガ8章）

国へ報告②

調査組織による
調査報告（様式2）

被害児・保護者
への調査事前報
告・経過報告
【参ガ7章・8章】

加害児・保
護者への
事前説明

被害児・保護者
への調査結果の
報告【参ガ9章】

加害児・保護者
への調査結果の
報告
報告内容・方針を
被害側に確認する

市教委

被害児・
保護者の所見

定例教育委員会

市長

県教委

再調査

実施しない

実施する

再調査を行う必要があると考えられる場合【ガ12章】【参 法第30条】

① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
再調査を行う附属機関【基本方針P40】
専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

組織の招集
調査実施

調査組織による
調査報告

議会
【法30条3項】

市教委

市教委と学校の
総合的な判断

学校

対応
（次頁）

国へ報告③

被害児・保護者
への調査結果の
報告【参ガ9章】
加害側への報告

詳細報告・再調査・公表

公表しない

公表する

個人情報の保護について、市の情報
公開条例等に照らして適切に判断

調査結果の公表について【ガ9章】

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。
公表に際しては、被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。